第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する質問主意書

出者 城島 正光

提

第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する質問主意書

第 一五六国会に政府が提出 した労働基準法の 部を改正する法律案に関してお尋り ねする。

る。 理 権 が制限されている場合を除き、 が制限されている場合を除き、 利の発生、 由を欠き、 第一八条の二「使用者は、 」のうち、 社会通念上相当であると認められない場合は、 創設、 「使用者は、 又は、 付与を定める法条として解釈される可能性は この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利 この法律又は他 労働者を解雇することができる。 労働者を解雇することができる。」について、 の法律の規定によりその使用する労働者の解 その権利を濫用したものとして、 ただし、 な その解雇が、 41 か。 使用者が労働者を解雇する 客観的に合理的な 雇に関する権利 無効とす

な い場合は、 同条のうち、 その権利を濫用したものとして、 「ただし、 その解雇が、 客観的に合理的 無効とする。」について、 な理 由を欠き、 社会通念上相当であると認められ 解雇権の消滅、 又は、 解雇 権 0

行使の阻止を規定する法条として解釈される可能性はないか。

 \equiv した場合の要件事実と証明責任の分配は、 同条の解釈・適用に関して、 労働者が解雇されその効力を争って労働契約上の地位確認請求訴訟を提起 ①労働者側の請求原因は、 労働契約の締結、 ②使用者側の抗弁

は、 ると認められ 解雇 の意思表示、 ないこと、 ③労働者側の再抗弁は、 と解釈・適用される可能性は 解雇が客観的に合理的な理由を欠き、 な 41 か。 社会通念上相当であ

兀 同条のうち、 「使用者は、 この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解 雇に関する権利

が 制限されている場合を除き、 労働者を解雇することができる。」という部分について、 厚生労働省は

 \neg 権利の発生、 創設、 又は、 付与を定める法条ではなく、 権利の確認の条項である』との説明を行ってい

るが、 定める条項であって、 行政法はさておき、 かつ、 法務省が所管しかつ民事上の権利義務を定める法令の中に、 権利の発生、 創設、 又は、 付与を定めるものではないと解される条項の先例 権利 0 確認だけを

はあるか。

五 ている場合」という部分について、 同条のうち、 「この法律又は他 の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制 かかる制限の存在については労働者側が証明責任を負い、 使用者がか 限され

かる制限の不存在の証明責任を負担するものではないと解されるがい かがか。

六 同条のうち、 「使用者は、 この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利

労働者を解雇することができる。」という部分について、

もし仮に、

厚生

が制限されている場合を除き、

労働省の説明するように権利の確認の条項であるにすぎないとすれば、この部分を削除し、 同条の但書以

下の部分を 「使用者の行った解雇が、 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められな

い場合は、 その権利を濫用したものとして、無効とする。」と修正したとしても、 修正後の条項は、 修正

前の条項と全く同じ意味内容であり、 実体的な権利義務関係には一切何の変動も生じさせるものではない

と解されるがいかがか。

右質問する。